



## ゆ た ん ぽ の S G 基 準

通商産業大臣承認 52 産第 2102 号 昭和 52 年 5 月 10 日  
通商産業大臣改正承認 54 産第 7075 号 昭和 54 年 11 月 30 日  
財団法人製品安全協会改正・16 安全業 G 第 171 号 2005 年 3 月 29 日  
財団法人製品安全協会改正・20 安全業 G 第 43 号 2008 年 7 月 22 日  
財団法人製品安全協会改正・22 安全業 G 第 154 号 2011 年 2 月 28 日  
一般財団法人製品安全協会改正・26 安全業 G 第 184 号 2015 年 3 月 10 日  
一般財団法人製品安全協会改正・28 安全業 G 第 156 号 2017 年 3 月 28 日  
一般財団法人製品安全協会改正・29 安全業 G 第 109 号 2017 年 12 月 21 日

ゆたんぽ（改正）専門部会 委員名簿（2017年3月改正時）

氏 名 所 属 (五十音順・敬称略)

(部会長)	福田 勝己	独立行政法人東京工業高等専門学校
(分科会長)	町田 茂	独立行政法人東京工業高等専門学校
	伊賀 正男	ヘルメット潜水株式会社
	伊藤 真也	一般財団法人化学研究評価機構高分子試験・評価センター
	岩本 孝子	全国地域婦人団体連絡協議会
	江原 由史郎	日本生活協同組合連合会
	江森 恒雄	一般財団法人化学物質評価研究機構
	大口 達郎	一般財団法人ボーケン品質評価機構
	小俣 京子	主婦連合会
	鈴木 英人	株式会社コメリ
	林 裕司	株式会社尾上製作所
	昇山 忠賢	GOLDENBERG INTERNATIONAL CO., LTD
	山本 唯子	一般財団法人消費科学センター

(関係者) 経済産業省商務情報政策局製品安全課  
経済産業省製造産業局生活製品課

(事務局) 一般財団法人製品安全協会 業務グループ  
110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪  
業務グループ代表 E-Mail operation@sg-mark.org  
管理グループ TEL 03-5808-3300 FAX 03-5808-3305  
業務グループ TEL 03-5808-3302 FAX 03-5808-3305  
PLセンター TEL 03-5808-3303 FAX 03-5808-3305

# ゆ た ん ぼ の S G 基 準

## Approval Standard for Hot-Water Bottle

### 1 基準の目的

この基準は、ゆたんぼの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この基準は、一般家庭で使用するゆたんぼ（以下、「ゆたんぼ」という。）について適用する。なお、ここでいうゆたんぼとは、湯を熱源とし、金属製、ゴム製、合成樹脂製の容器のものに限る。

### 3. 種類

ゆたんぼの種類は次のとおりとする。

A形 金属製のもの

B形 ゴム製及び軟質合成樹脂製のもの

B 1 - 1 形：天然ゴム製のもの

B 1 - 2 形：シリコーンゴム製のもの

B 1 - 3 形：クロロプレンゴム製のもの

B 2 形：PVC製のもの

C形 合成樹脂製（B形の適用を受けるものを除く。）のもの

### 4. 安全性品質

ゆたんぼの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1 構造、外観及び寸法	1 ゆたんぼの構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。  (1) 製品の仕上がりは良好で、傷害を与えるような、ばり、とがり、まくれ等がないこと。  (2) 口金、受金、せん及び口には、欠け、割れ等の欠点がなく、口金及びせんは円滑に開閉でき、使用	1  (1) 目視及び触感により確認すること。  (2) 目視及び触感等により確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2 気密性	<p>中に緩まない構造であること。</p> <p>(3) 口金及びせんのパッキンの厚さは、2.0 mm以上あり、受金及び、口の上面を十分覆う幅を有すること。</p> <p>(4) 口金に用いる鉄線は、口金キャップに確実に挿入され、容易に外れない構造であること。また、直径 3.4 mm以上のもので、亜鉛めっきを施したもの、また、これと同等以上の品質をもったものであり、その全長は 90 mm以上であること。</p> <p>2 ゆたんぼは、水の漏れない構造であること。</p>	<p>(3) 目視及びスケール等により確認すること。</p> <p>(4) 目視及びスケール等により確認すること。</p> <p>2 本体から口金又はせんを取り除き、図 1 のように A 形及び C 形のものにあっては、圧力 35kPa、B 形のものにあっては、圧力 5kPa の圧縮空気を加え、その状態で本体を水に浸したとき、空気の漏れがないことを目視により確認すること。</p> <div data-bbox="986 1444 1353 1702" data-label="Image"> </div> <p>図 1</p> <p>3 ゆたんぼに満水容量の約 70 %の沸騰水を入れ、温度 18 °C±2 °C の水中に 30</p>
3 耐急冷性	<p>3 ゆたんぼを、急冷したとき、各部にき裂、割れ、破損等がなく、</p>	<p>3 ゆたんぼに満水容量の約 70 %の沸騰水を入れ、温度 18 °C±2 °C の水中に 30</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
4 落下衝撃性	<p>さらにA形のものにあつては、へこみもないこと。</p> <p>4 ゆたんぽを落下させたとき、水の漏れがないこと。</p>	<p>分間浸せきした後、目視及び触感等により確認すること。</p> <p>4 ゆたんぽに満水容量の約 90 %の水を入れ、1.0mの高さから、厚さ約 30 mmの合板上に図2に示した個所が1回ずつ当るように落下させたとき、水漏れのないことを目視及び触感等により確認すること。</p> <div data-bbox="957 806 1388 1052" data-label="Image"> </div> <p>図2 (参考例)</p>
5 口部及びもちての強さ	<p>5 ゆたんぽの各部の強さは次のとおりとする。</p> <p>(1) 合成樹脂製の口及びせんは、本体に確実に取り付けられていること</p> <p>(2) ゆたんぽのもちては、本体に</p>	<p>5</p> <p>(1) 本体を固定し、合成樹脂製のキャップ式せんに 3Nm のトルクを加え、温度 60℃ ±5℃ の恒温そうに 72 時間放置したとき、口及びせんにき裂、割れ、ひずみ及び水漏れがするような変形等がないことを目視及び触感等により確認すること。</p> <div data-bbox="1005 1612 1308 1769" data-label="Image"> </div> <p>図3</p> <p>(2) 本体に満水容量時の水の質量に作用</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
6 圧縮強さ	<p>確実に固定されていること。</p> <p>6 ゆたんぼは、鉛直方向の圧縮力に耐えられること。(ただしA形は除く。)</p>	<p>する重力の5倍の力を加え、もちての中央部をもち上げ、5分間放置する。このとき、もちてに使用上支障のある変形等がなく、力の除去後も本体及びもちてにき裂、破損等がないことを目視及び触感等により確認すること。</p> <p>6 ゆたんぼに常温の水を満水容量まで満たし、口金又は口せんを締めた後、本体を2枚の木板(注1)の間にはさみ、木板上に1800Nの力を加え、5分間放置したとき、水漏れがないことを目視及び触感等により確認すること。</p> <p>(注1)上部の木板の寸法は、長さ25cm、幅10cmとする。ただし、腰掛けて使用することを意図した製品にあっては、長さ25cm、幅20cmとする。</p>
7 繰り返し耐久性	<p>7 C形にあっては、密封したゆたんぼから容量(5表示及び取扱説明書1.(5)に基づき表示した容量)の25%に相当する気体を抜き取って減圧し、大気圧に戻す操作を50回繰り返したとき、各部にき裂、割れ、破損等がないこと。</p>	<p>7 目視により確認すること。ただし、目視によりき裂、割れ等の確認が困難な場合は、ゆたんぼに水を入れるなどして漏れの有無により確認すること。</p>
8 材料	<p>8 ゆたんぼの材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) パッキンはゴム製で、老化試験後の永久伸びが30%以下であること。</p>	<p>8</p> <p>(1) ゴムパッキンを切り、その一端を固定し、全長が50%増になるように力を加え、温度70℃±1℃の恒温そうに22時間放置した後、これを取り出して、直ち</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法												
	<p>(2) 耐食性材料以外の金属材料を用いたものは、防せい処理が施されていること。</p> <p>(3) A形の口金及び受金は、黄銅又はそれと同等以上の耐食性を有するものとする。</p> <p>(4) B形の本体材料は、表1から表6の特性を有すること。</p> <p>表1：単位幅当たりの引張強さ</p> <table border="1" data-bbox="395 1048 805 1870"> <thead> <tr> <th></th> <th>B1形</th> <th>B2形</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期状態 (a) 及び熱老化後 (b)</td> <td>B1-1形 6.0N/mm 以上 B1-2形 10.0N/mm 以上 B1-3形</td> <td>3.0N/mm 以上</td> </tr> <tr> <td>浸せき後 (c)</td> <td>3.0N/mm 以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ソックスレー抽出後 (d)</td> <td>—</td> <td>3.0N/mm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2：伸び率</p>		B1形	B2形	初期状態 (a) 及び熱老化後 (b)	B1-1形 6.0N/mm 以上 B1-2形 10.0N/mm 以上 B1-3形	3.0N/mm 以上	浸せき後 (c)	3.0N/mm 以上	—	ソックスレー抽出後 (d)	—	3.0N/mm 以上	<p>に除荷し、30分間放置する。そのときの永久伸びをスケール等で確認すること。</p> <p>(2) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(3) 目視等により確認すること。</p> <p>(4)</p> <p>(a) B1形のものにあつては、JIS K6251(2010年)加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方の規定に従いダンベル状5号形試験片が破断したときの最大引張力の大きさ及び伸びを測定する。力は試験片の破断箇所の幅で割り戻して単位幅当たりの引張強さを測定すること。</p> <p>一方、B2形のものにあつては、JIS K7127(1999年)プラスチック—引張特性の試験方法第3部：フィルム及びシート of 試験条件に従い試験片タイプ5を採取し、JIS K7161-1(2014年)プラスチック—引張特性の試験方法第1部：通則に従い試験片が破断したときの最大引張力の大きさと伸びとする。ただし、このときの引張速さは500mm/minとする。力は試験片の破断箇所の幅で割り戻して単位幅当たりの引張強さを測定すること。</p> <p>(b) (a)と同様の試験片を JIS</p>
	B1形	B2形												
初期状態 (a) 及び熱老化後 (b)	B1-1形 6.0N/mm 以上 B1-2形 10.0N/mm 以上 B1-3形	3.0N/mm 以上												
浸せき後 (c)	3.0N/mm 以上	—												
ソックスレー抽出後 (d)	—	3.0N/mm 以上												

項 目	基 準		基 準 確 認 方 法
		B1形	B2形
	初期 状態 (a) 及び 熱老 化後 (b)	B1-1形 300% 以上 B1-2形 600% 以上 B1-3形	50%以上
	浸せ き後 (c)	100% 以上	—
	ソッ クス レー 抽出 後 (d)	—	50% 以上
表 3 : 質量変化率			
		B1形	B2形
	ソック スレー 抽出後 (d)	—	-5%から +15%ま で
表 4 : 永久ひずみ			
		B1形	B2形
	初期 状態 (e)	20%以下	—
	<p>K6257(2010年)加硫ゴム及び熱可塑性 ゴム-熱老化特性の求め方の方法 AA- 2法に従い、試験片をB1形のものに あつては温度70°C±1°Cの恒温槽、B2 形のものにあつては100±2°Cの恒温槽 で168時間±2時間維持した後、(a)の 方法により確認すること。</p> <p>(c) (a)と同様の試験片を温度70°C±1°C の蒸留水に95時間±1時間連続して浸 せきさせた後、温度23±2°Cの水に16 ~96時間維持した後、(a)の方法によ り確認すること。</p> <p>(d) (a)と同様の試験片を蒸留水を用い て168時間±2時間ソックスレー抽出 した後、(a)の方法により確認するこ と。また、このとき、試験前の試験片の 質量と比較して変化率を算出するこ と。</p> <p>(e) JIS K6273(2006年)加硫ゴム及び熱 可塑性ゴム-引張永久ひずみ、伸び率 及びクリープ率の求め方に定める方法 に従い短冊状試験片を採取する。ただ し、試験片の厚さについては問わない。 次に、23°C±2°C、無負荷状態の試験 片の基準長さを測定し、その後、試験片 を対称に引張試験装置のグリップに挿 入する。試験片を引き伸ばしたときに、 負荷が断面に対して均等にかかるよう にし、基準線が事実上平行に維持され るよう試験片を取り付ける。安定した 速度で10秒以上30秒以内に伸び率が</p>		



項 目	基 準		基 準 確 認 方 法												
	<p style="text-align: center;">表 5 : クリープ率</p> <table border="1" data-bbox="395 383 810 577"> <thead> <tr> <th></th> <th>B1 形</th> <th>B2 形</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐クリープ後 (f)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>50%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 6 : 引裂強さ</p> <table border="1" data-bbox="395 674 810 824"> <thead> <tr> <th></th> <th>B1 形</th> <th>B2 形</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期状態 (g)</td> <td>80N 以上</td> <td>60N 以上</td> </tr> </tbody> </table>			B1 形	B2 形	耐クリープ後 (f)	—	50%以下		B1 形	B2 形	初期状態 (g)	80N 以上	60N 以上	<p>B1-1 形で <math>210 \pm 10\%</math>、B1-2 形で <math>420 \pm 10\%</math>、B1-3 形で <math>70 \pm 10\%</math> になるまで試験片を引き伸ばし、この長さのまま 10 分間保持する。10 分後、反発で戻らないようにしながら、試験片を直ちに取り外し、滑らかな平坦面に置いて 10 分間復元させ、復元後 2 本の基準線の中心の間の距離を測定する。試験前後の基準線の間の距離の差を比較したとき、試験後の伸びは、試験前と比較して元の長さに対する伸びにより永久ひずみ率を算出すること。</p> <p>(f) (e) と同様の試験片に 50mm 離れた 2 点を基準点とするためのマーキングを行う。試験片を温度 <math>23^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}</math>、相対湿度 <math>50\% \pm 5\%</math> の条件下で 16 時間以上調整する。各試験片を吊るし、<math>20\text{N} + 0.20\text{N}</math> の力で下方に 10、20、40、80 分維持した後、負荷を取り除かずに、基準点間の距離を測定する。</p> <p>この結果から 1 時間の伸び率をクリープ率とし算出すること。</p> <p>(g) JIS K6252-1 (2015 年) 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引裂強さの求め方—第 1 部：トラウザ形、アングル形及びクレセント形試験片を用いる方法の規定に従いクレセント形試験片の引裂強さを確認すること。</p>
	B1 形	B2 形													
耐クリープ後 (f)	—	50%以下													
	B1 形	B2 形													
初期状態 (g)	80N 以上	60N 以上													

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
9 附属品	<p>9 ゆたんぽの附属品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 布製カバーを附属したものにあっては、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和49年厚生省令第34号第1条別表第1ホルムアルデヒドの項(出生後24月以内の乳幼児用のもの)の規定に適合していること。</p> <p>(2) 附属品は、ゆたんぽの使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	<p>9</p> <p>(1) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和49年厚生省令第34号第1条別表第1ホルムアルデヒドの項(出生後24月以内の乳幼児用のもの)に規定されている試験方法により確認すること。</p> <p>(2) 傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり、まくれ等の有無とその材質及び機能について、それぞれ目視及び触感等により確認すること。</p>

5. 表示及び取扱説明書

ゆたんぼの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1 表示	<p>1 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 直接加熱を禁止する旨（A形のうちゆたんぼ内部の圧力が上昇しないための措置を講じているもの、又は圧力を軽減する措置が講じられているもの（以下「圧力調整形」という。）以外のものに限る。）</p> <p>(4) 直接加熱する際には必ず口金を開ける旨（A形のうち圧力調整形に限る）</p> <p>(5) 容量（C形に限る。家庭用品品質表示法合成樹脂加工品品質表示規程（平成25年6月11日内閣府告示第136号）湯たんぼの項に規定する容量）</p>	<p>1 目視及び触感により確認すること。</p>
2 取扱説明書	<p>2 製品には、(1)に示す低温やけどに関する注意文書及び(2)から(4)までに示す主旨の事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、(2)から(4)までの事項は、包装袋・箱などに記載することにより取扱説明書への記載に代えることができるものとする。</p>	<p>2 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。ただし、(1)について「低温やけど」という文字は、文字の大きさは「低」の文字の高さが4.2mm以上（ただし、標題は4.9mm以上）、太字、かつ、背景と文字との組み合わせは白色等の背景に赤文字又は黒色等の背景に黄文字を用</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>なお、これらは一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 低温やけどに関する注意事項</p> <p>A. 次の各号に示す低温やけどのメカニズムの説明</p> <p>(a) 低温やけどは、心地よく感じる程度（体温より少し暖かい温度）のものでも、皮膚の同じ部分が長い時間接触していると発生するやけどであること</p> <p>(b) 皮膚の温度と低温やけどになるまでの時間</p> <p>B. 次の各号に示す低温やけどを防ぐ方法の説明</p> <p>(a) 「布団から出して使用する 布団が暖まったら、ゆたんぽを布団から取りだして就寝してください。」の全文</p> <p>(b) 低温やけど対策品を使用すると低温やけど防止に効果がある旨 （「低温やけど対策品」を販売していない者にとっては、当該注意事項の表示を要さない。）</p> <p>(c) 「一定時間ごとにゆたんぽの位置を変える保護者や介護者など周囲の方がいる場合は身体の同じ部位に触れ続けないよう、時々、ゆたんぽの位置を変えてあげてください。」の全文</p> <p>(d) 「厚手のタオルや布で包む必ずしも低温やけどの防止には効果が</p>	<p>いていること、並びに(1) B (a)については文章が枠で囲まれていることを確認すること。</p>

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>ありませんが、付属や市販しているゆたんぼカバーを使用し、その上から厚手のバスタオルや布で包むと、表面温度が下がるため、低温やけどを生じるまでの時間は長くなります。」の全文</p> <p>(e)「低温やけどは皮膚の深いところまで達することがあります。万が一、低温やけど（皮膚の変色や痛み）が起きたときには、すぐに専門医の診断を受けてください。」の全文</p> <p>(f)製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称</p> <p>(2) 使用上の注意事項</p> <p>(a)口金又はせんは、確実に締め付け、湯が漏れないことを確認してから使用すること。</p> <p>(b)布製カバー等に包んで使用すること。</p> <p>(c)ゴムパッキンは、時々点検し、き裂等がある場合は、交換すること。</p> <p>(d)湯を満杯にすること。 (A・C形のみ)</p> <p>(e)口金（栓）をしたままコンロ、ヒーター、ストーブなどにかけて加熱すると沸騰に伴い内部の水・空気が膨張し、ゆたんぼが破裂するおそれがあるので、ゆたんぼはコンロ、ヒーター、ストーブなどで加熱せずに湯をゆたんぼに入れて使用すること。（A形のうち</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>圧力調整形は除く)</p> <p>(f) 必ず加熱器具の使用上の注意をよく読んでから加熱すること (A形のうち圧力調整形に限る)</p> <p>(g) 口金 (栓) をしたまま加熱すると沸騰してきた内部の水・空気が膨張し、ゆたんぼの接合部が破裂するので、必ず口金を開けて加熱すること。また、誤って口金を締めたまま加熱したときには、無理に口金を開けると熱湯が噴出することがあるので、ゆたんぼを冷やしてから口金を開けること。(A形のうち圧力調整形に限る)</p> <p>(h) 火にかける場合は、沸騰した湯がこぼれないように少な目の水を入れること。(A形のうち圧力調整形に限る)</p> <p>(i) ゆたんぼを直接火にかけると劣化を早めることとなるので注意すること。(A形のうち圧力調整形に限る)</p> <p>(j) 一度、誤って口金をしたまま加熱をしてしまったものは、内部の圧力を軽減しなくなるため使用しないこと。(A形のうち圧力調整形 (繰り返し使用できるものは除く) に限る)</p> <p>(k) 使用方法や使用される水質 (例 ; 温泉水や入浴剤入りの風呂の残り湯等) によっては、錆びによる早期の穴開きが発生すること (A形のみ)</p> <p>(l) 火のそばに置かないこと。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(B・C形のみ)</p> <p>(m) 70℃以上の湯を入れないこと。</p> <p>(B形のみ)</p> <p>(n) 約 2/3 程度の湯を入れた後、胴体を絞り空気を抜いてから口金を締めること。このとき、湯の噴き出しに注意すること。(B形のみ)</p> <p>(o) ゆたんぽに全体重を掛けて乗らないこと。(腰掛けて使用することを意図した製品は除く。)</p> <p>(p) 使用した湯を飲まないこと。</p> <p>(q) 保管上の注意</p> <p>(i) 水をよく切って保管すること。</p> <p>(r) 直射日光や風の当たる所に放置しないこと。(B・C形のみ)</p> <p>(r) 凍らせたり氷を入れて使用しないこと。(B形のみ)</p> <p>(3) SG マーク制度は、ゆたんぽの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(4) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号</p>	